○国土交通省告示第千三百十五号

航空保安無線施設を設置し、及び変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　設置者の氏名及び住所、航空保安無線施設の種類及び名称、航空保安無線施設の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空保安無線施設の種類及び名称	航空保安無線施設の位置及び所在地	期日
国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	ＶＯＲ 南紀ＶＯＲ	Ｎ33°40′Ｅ135°22′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	予定する休止の開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＶＯＲ 熊野ＶＯＲ	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	供用開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＩＬＳ 大阪ＩＬＳ	大阪国際空港内 大阪府豊中市及び兵庫県伊丹市	変更した事項に係る供用開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＤＭＥ 南紀ＤＭＥ	Ｎ33°40′Ｅ135°22′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	予定する休止の開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＤＭＥ 熊野ＤＭＥ	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	供用開始期日 令和八年十一月二十六日

二　設置した航空保安無線施設に係る事項

ＶＯＲ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	送受信周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
熊野ＶＯＲ	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	115.9	100な	し	ＫＭＥ	24時間	令和８年11月26日	熊野ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

ＤＭＥ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	送受信周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
熊野ＤＭＥ	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	1,193	1.5な	し	ＫＭＥ	24時間	令和８年11月26日	熊野ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用